

補綴歯科専門医認定小委員会規則

(令和 4年 4月 1日制定)

(令和 4年 7月 15日改正)

(令和 4年 10月 24日改正)

(設置)

第1条 公益社団法人日本補綴歯科学会および特定非営利活動法人日本顎咬合学会(以下、「両会」という。)は連携し、合同の運営のもと、補綴歯科専門医認定小委員会(以下、「本委員会」という。)を設け、専門医認定の実施に必要な事業を行う。

(目的)

第2条 本委員会は補綴歯科専門医(以下、「専門医」という。)、指導医および認定研修機関の資格の適否の審査と本制度の適正な運用にかかわる業務を行う。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、副委員長1名、両会の各支部から1名(以下、「支部選出委員」という。)の委員20名以内および幹事1名をもって組織する。
2 委員長は両会の理事長が合議の上、推薦し、両会の理事会に諮って委嘱する。
3 委員および幹事は委員長が推薦し、両会の理事長が両会の理事会に諮って委嘱する。
4 支部選出委員は委員長が推薦し、両会の理事長が両会の理事会に諮って委嘱する。
5 委員長は、補綴歯科専門医審査委員(以下、「審査委員」という。)を両会の各支部から1名ずつ指名する。
6 支部選出委員および審査委員は、指導医として認定された者でなければならない。

第4条 委員長は会務を総括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、会務を遂行する。

3 委員は、専門医に関する本規則第7条に掲げる事項を審議し、第8条に掲げる業務を担当する。

4 審査委員は、ケースプレゼンテーションの審査を担当する。なお、必要に応じ、審査委員以外の指導医に審査を依頼することができる。

(委員長、委員の任期)

第5条 委員長、副委員長、委員および幹事の任期は、委嘱後2年とし、両会の定時総会終了の翌日から次々期定時総会終了の日までとする。但し、再任を妨げない。

2 両会の支部選出委員は継続しての再任することはできない。

(会議)

第6条 本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認め出席を要請した者が出席することができる。

3 本委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 本委員会の議事は、委員長を除く過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 両会の支部選出委員が本委員会に出席できないときは、当該委員の委嘱を受けた審査委員が代理に出席することができる。

第7条 本委員会は、次の事項を審議する。

(1) 専門医、指導医および認定研修機関の資格の適否

第8条 本委員会は、次の業務を行う。

(1) 専門医および認定研修機関の認定および更新

(2) 補綴歯科専門医認定試験の実施

(3) 認定研修機関からの年次報告書の確認

(4) 指導医適格者の両会の理事会への認定発議

(5) ケースプレゼンテーション審査指針の作成

(6) 専門医症例報告の査読

(7) 認定研修機関の实地調査

(8) その他の補綴歯科専門医認定に関わる事項

(細 則)

第9条 この規則の施行についての細則は、両会の理事会の議決を経て、別に定める。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、本委員会の発議により、両会の規程を検討する委員会での協議のうえ、両会の理事会の承認を得て、一般社団法人日本歯科専門医機構の承認を受けなければならない。

附 則

1 この規則は、令和 4年 4月 1日から施行する。